

遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和8年3月11日～令和8年4月9日
2. 提出方法 電子メール（ホームページ上）、ファックス及び郵送
3. 提出状況 9通
4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

No.	意見・情報の概要※ ¹	食品安全委員会の回答
1	遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針の一部改正に関する審議結果（案）についての意見 （遺伝子組み換え食品の安全性審査について） 遺伝子組み換え食品には、遺伝子操作の過程で想定外の遺伝子の損傷・変化が起こり、その結果として有害物質等が生成する恐れがあることが大きな懸念ですが、実質的同等性審査ではその可能性の有無は全く確認できません。実質的同等性審査ではなく、全ゲノム解析による遺伝子変化の評価、動物実験による長期毒性の確認、の2点を最低限度の安全性審査の方法とすべきと考えます。 （遺伝子操作食品の包括的安全性審査について） 食品健康影響評価指針が遺伝子組換え食品（種子植物）と遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のみに決められていますが、さまざまな遺伝子操作食品が開発されている状況の下で、先に食品安全性審査が見送られているゲノム編集食品と共に、バイオテクノロジーを利用した全ての遺伝子操作食品に包括的な安全性評価、規制の枠組みを作るべきと考えます。	食品安全委員会における遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価は、最新の科学的知見及び国内外のガイドライン等を踏まえ、食品安全委員会において検討した上で作成した指針※²に基づき、導入された遺伝子若しくは挿入されたDNAの性質又はそれが挿入されたゲノムの変化に基づき、遺伝子組換え食品（種子植物）の性質の変化を科学的に予測することが可能であるという考えに基づいて行っています。そのため、既存品種と遺伝子組換え体との相違に関する事項に加え、挿入DNA、遺伝子産物及びコンストラクトの構築に関する事項、遺伝子組換え体の作出及び遺伝子組換え栽培系統に関する事項を確認することとしています。動物実験については、指針※²において、安全性の知見が得られない場合に求めることとしています。 「（遺伝子操作食品の包括的安全性審査について）」のご意見は、今回の指針※²改正とは直接関係しないと考えられましたので一般的な食品安全委員会に対するご意見として参考とさせていただきます。

2	突然、 内閣府食品安全委員会事務局評価第二課内 「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針の一部改正に関する審議結果（案）」意見募集担当様に宛てて 遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針の一部改正に関する審議結果（案）」についての意見を拝送することをお許してください。 早速、遺伝子組換え植物は、導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系には影響がない形質が付与されるもの。と改正しないでください。 理由は遺伝子組換え植物が使われる食品の安全性について、食品をそのままの形で、従来の動物を用いる毒性試験によって評価することには、大きな技術的困難が伴うため、通常は用いられない。また、当該食品の個別の構成成分の全てに関して、安全性が科学的に証明されているものではない。 以上が遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針に書いてあるけど、遺伝子組み換え植物や遺伝子組み換え植物使用した食品や他のすべてのものが人や動植物の健康にとって安全か安全ではないかがわかるまで使用、生産、販売、輸出入を禁止して地域商品券を発行して支給他支援してください。	「遺伝子組換え植物は、導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系には影響がない形質が付与されるもの。と改正しないでください。」のご意見に関しては、指針^{*2}の別添「食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物を掛け合わせた品種の食品健康影響評価に関する事項」 1. ①の用語の改正に係るご意見と承りました。 指針^{*2}の別添は、対象の品種を評価するにあたって、その親品種の分類に基づいて、どのような評価を行うのかを定めた規定であって、ご指摘いただいた表現は分類の定義の一部です。今般の改正は、当該定義に含まれていた例示が現状に合わなくなったために削除したものであり、内容の実質的な変更は一切ありません。
---	---	---

3	突然、 内閣府食品安全委員会事務局評価第二課内 「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針の一部改正に関する審議結果（案）」意見募集担当様に宛てて 遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針の一部改正に関する審議結果（案）」についての意見を拝送することをお許してください。 早速、遺伝子組換え植物は、導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系には影響がない形質が付与されるもの。と改正しないでください。 理由は遺伝子組換え植物は、導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系が改変され、特定の代謝系を促進又は阻害する形質が付与されるもの。 以上が遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針に書いてあるので特定の代謝系を促進又は阻害されると悪くなることも予想できるので、遺伝子組み換え植物や遺伝子組み換え植物使用した食品や他のすべてのものが人や動植物の代謝系とその他のところの健康にとって安全か安全ではないかがわかり、人に知ってもらうまで使用、生産、販売、輸出入を禁止して遺伝子組み換えではないものを地域商品券を発行して支給他して支援してください。	ご意見に関しては、上記2の回答を参照ください。
---	--	--------------------------------

4	突然、 内閣府食品安全委員会事務局評価第二課内 「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針の一部改正に関する審議結果（案）」意見募集担当様に宛てて 遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針の一部改正に関する審議結果（案）」についての意見を拝送することをお許してください。 早速、 導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系には影響がない形質が付与されるもの同士を掛け合わせたものと 遺伝子組換え植物で導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系には影響がない形質が付与されるものと導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系が改変され、特定の代謝系を促進又は阻害する形質が付与されるものを掛け合わせたものと導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系における一部の代謝産物が利用され、既存品種が有していない新たな代謝産物を合成する形質が付与されるものを掛け合わせたものが人や動植物の健康にとって安全か安全ではないかをコンビニ等で人に知ってもらうまで使用、生産、販売、輸出入を禁止して遺伝子組み換えではないものを地域商品券を発行して支給他して支援してください。	ご意見は、今回の指針※²の改正内容とは直接関係せず、遺伝子組換え食品の使用等に関する御意見として消費者庁へ情報提供いたします。
---	--	---

5	2 遺伝子組換え植物の掛け合わせに関する事項 【意見】 遺伝子組換え植物の分類のうち、(1)及び(2)に該当する既審査系統を親とする掛け合わせ系統について、食品安全委員会が示す食品健康影響評価の簡略化の方針に賛同いたします。 本改正は、これまでの運用実績を踏まえ、また最新の科学的知見に基づき、制度の合理性と実効性を高めるように見直されたものと認識しており、この点を評価し、支持いたします。既審査系統の審査結果の適切な活用による効率化であり、評価の科学的妥当性と透明性は確保されるものと理解しております。	ご意見ありがとうございました。
6	「現時点では、既存品種との比較において、組換え DNA 技術により意図的又は非意図的に新たに加えられる又は失われる形質に関して、食品健康影響評価を行うことが合理的」としてありますが、遺伝子組み換え食品そのものが長期的にどのような影響を及ぼすかの検証を放棄しているように見えてしまいます。 国民の健康リスクを抑えるために、「長期影響の評価が済むまでは、遺伝子組み換え食品を認めない」とするべきだと思います。	食品健康影響評価は、食品安全基本法第 11 条第 3 項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしています。 遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価については、長期的な食経験のある既存品種と遺伝子組換え体との相違を十分に比較することで安全性を確認することとしています。

7	遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針の一部改正に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集(1/3) 私は日本国憲法 前文、第1条、97条、98条1項を根拠に、主権者として本状を提出します。本状は請願ではなく、行政判断の「構造照合」です。 【対象】遺伝子組換え食品（種子植物）評価指針改正案 【照合事項：上位規範・責任構造】 1. 数千年の歴史的食経験に基づく知見（漢方における特定食品の妊婦への禁忌等）を評価対象から除外したまま、短期的な科学データのみで評価省略を判断する合理的根拠を提示されたい。これが憲法13条（生命の安全）に基づく行政の結果回避義務とどう整合するか。 2. 食品による健康被害は数十年単位の潜伏期間を経て発現します。憲法15条2項に基づき、将来の国民の生命を毀損した場合、当時の判断を下した行政官が退職後であっても「予見義務違反」として法的・財政的責任を遡及して負うべき構造となっているか、その整合性を提示されたい。 (2/3 へ続きます)	食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、リスク管理機関が行うリスク管理措置の前提となるリスク評価を、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行うこととされています。また、リスク管理機関は食品安全委員会が実施したリスク評価の結果に基づき食品の安全性確保のための施策を策定し、実施することとされています。 食品安全委員会のリスク評価は、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に基づき、原則、公開で行うこととされており、今般の指針※²の策定に当たっても、公開で議論がなされ、その経緯等については、遺伝子組換え食品等専門調査会資料として食品安全委員会ホームページで資料、議事録等を公開しています。
8	遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針の一部改正に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集(2/3) 3. 評価省略の決裁ルート（担当者から最終承認者まで）の実名ログを永久保存し、将来の被害発生時に主権者が即座に責任主体を特定できる「職務権限者に対する終身の追跡可能性」の有無を提示されたい。 【照合事項：法体系・政治的統制】 1. 「代謝系に影響なし」とする判定基準の定義が、国民の関与できない「行	

	政指針」のみで変更可能となっている現状の法的妥当性を問います。客観的な判定アルゴリズムおよび第三者による「外部監査」の仕組みを提示されたい。 2. 因果関係の証明の困難性を理由とした責任回避を封じるため、評価省略を適用した食品群については、行政・事業者が一括して補償を担保する「無過失責任制」および「被害救済基金」の導入検討のプロセスを明示されたい。 3. ムーンショット目標 5 推進に伴う食料生産の工場化が、食料供給網の「特定の供給源への過度な依存」を招き、国家の自律性を損なう懸念について、政治的統制の観点から非矛盾性を証明されたい。 (3/3 へ続きます)	
9	遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針の一部改正に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集(3/3) 【照合事項：行政運用・判断プロセス】 1. 評価省略を適用した品種において、未知の変異が確認された際の「即時運用停止措置」の具体的発動基準を明示されたい。 2. 本改正案には被害発生時の「原状回復」手順が定義されていません。市場流通品の回収、および被災した国民の健康回復に要する費用負担の設計構造を明示されたい。 【確認・記録】 行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。 本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。 照合情報が示されない場合、「国民主権に基づく判断照合が未完了」として記録します。	ご意見については、リスク管理に関するものであることから、リスク管理機関である消費者庁、厚生労働省及び農林水産省に情報提供いたします。

	2026/04/07	
--	------------	--

※1 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。

※2 「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定）